

請求の範囲

- [請求項1] エタノールを0.40～1.5 (v/v) %、および、マルトースを5.8 (w/w) %以下含み、
pHが2.6以上4.3未満である、ビールテイスト飲料。
- [請求項2] マルトースを0.2～5.8 (w/w) %含む、
請求項1に記載のビールテイスト飲料。
- [請求項3] エタノールを0.50 (v/v) %以上1.0 (v/v) %未満含み、pHが2.7以上4.2以下である、請求項1または2に記載のビールテイスト飲料。
- [請求項4] 麦由来成分を含む、請求項1～3のいずれかに記載のビールテイスト飲料。
- [請求項5] ホップ由来成分を含む、請求項1～4のいずれかに記載のビールテイスト飲料。
- [請求項6] 蒸留酒を含有する、請求項1～5のいずれかに記載のビールテイスト飲料。
- [請求項7] 酸味付与物質を含有する、請求項1～6のいずれかに記載のビールテイスト飲料。
- [請求項8] 糖液に酵母を添加して、アルコール発酵を行う工程、および
pHを調整する工程、
を有する、請求項1～7のいずれかに記載の飲料を製造する方法であって、
マルトースを0.2 (w/w) %以上残存する段階で酵母を取り除き発酵工程を終了する、ビールテイスト飲料の製造方法。